

改正道路交通法の認知機能検査について

<認知機能検査>

記憶力や判断力を測定する検査で、次の3つの項目で採点される。

○時間の見当識

検査時における年月日、曜日、時間を回答する。

○手がかり再生

一定のイラストを記憶し、特定の課題を行った後、記憶しているイラストを回答する。

○時計描画

時計の文字盤を描き、その文字盤に指定された時刻を表す針を描く。

↓採点

☆認知症のおそれ	(第1分類)	49点未満	←CDR 1
☆認知機能低下の疑い	(第2分類)	49点以上 76点未満	←CDR 0.5
☆記憶力・判断力に心配ない	(第3分類)	76点以上	←CDR 0

- ・ CDR 0、0.5、1の人に受験してもらうと、第1分類に CDR 1 と若干の CDR 0.5 が入る。
- ・ 年齢とともに第1分類と第2分類が増加し、87歳で受験者の半数が第1か第2分類。

※CDR : Clinical Dementia Rating

- ・ 世界的に認知症の重症度を判定するために用いられている
- ・ 家族からの聞き取りと本人への問診によって判定する
- ・ 6つの領域を評価
 - ① 記憶
 - ② 見当識
 - ③ 判断力と問題解決
 - ④ 地域社会活動
 - ⑤ 家庭生活および興味・関心
 - ⑥ 介護状況

<CDRにおける重症度分類>

- CDR 0 : 健常
- CDR 0.5 : 認知症疑い (MCI 相当)
- CDR 1 : 軽度認知症
- CDR 2 : 中等度認知症
- CDR 3 : 重度認知症